

## 浜松市漁業経営資金償還利子補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、市内における漁業者等の資本整備の高度化を図り、漁業経営の近代化を促進する目的として、漁業者等が静岡県漁業近代化資金利子補給要綱(昭和44年静岡県告示第567号。以下「県要綱」という。)により融資機関から借り受けた漁業近代化資金に係る利子の一部を予算の範囲内において融資機関に対して補助するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及び、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「融資機関」とは、県要綱第2条第2項各号に定める融資機関をいう。
- (2)「漁業近代化資金」とは、県要綱第2条第3項に定める漁業近代化資金をいう。
- (3)「漁業者等」とは、県要綱第2条第1項各号に定める漁業者等をいう。

### (補助の対象及び補助率)

第3条 本要綱による補助の対象は、漁業者等が融資機関から借り受けた漁業近代化資金償還利子とし、漁業者等へ漁業近代化資金を貸し付けた融資機関に対し、浜松市漁業経営資金償還利子補助金(以下「利子補助」という。)を交付するものとする。ただし、償還期日を経過した漁業近代化資金償還利子は交付の対象としない。

- 2 補助の額は、毎年1月1日から6月30日(以下「上半期」という。)までの期間、及び7月1日から12月31日(以下「下半期」という。)までの期間ごとに、当該融資機関が貸し付けた融資残額(計算期間中の毎日の最高残額の総和をその期間中の日数で除して得た金額をいう。以後「融資残額」という)に対し、県要綱第2条第7項に定める貸付利率の2分の1を乗じた額とする。ただし、各期間の融資残額に対し、1.5パーセントを乗じた額を限度とする。
- 3 漁業者等は、市税を完納していなければならない。

### (交付の申請)

第4条 利子補助の交付を受けようとする融資機関(以下「申請者」という。)は、上半期については7月10日までに、下半期については1月10日までに利子補助計算書と暴力団排除に関する誓約書(第1号様式)を添付し利子補助交付申請書(第2号様式)を提出しなければならない。なお、給与所得者を雇用する事業所については「市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し」を添付すること。

- 2 前項の場合において、第一回目の交付の申請の際には、借り受けた漁業者等が市税を滞納していないことを確認するため、市税納付・納入確認同意書(第3号様式)を添付しなければならない。

### (交付の決定)

第5条 市長は、利子補助の交付の申請があったときは、これを審査し、当該申請が適当であると認めるときは、利子補助交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

### (実績報告)

第6条 利子補助の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに利子補助実績報告書（第5号様式）に、利子補助計算書を添えて毎年度市長に提出しなければならない。

（交付の確定）

第7条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が利子補助の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき利子補助の額を確定し、利子補助交付確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知する。

2 前条の場合において、報告書の提出が第4条の交付申請と同時にになるときは、前項の審査を第5条の交付決定と同時に行うことができるものとする。

（請求の手続き）

第8条 補助事業者は、前条による利子補助交付決定通知書及び確定通知書を受領した後10日以内に請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（利子補給の返還）

第9条 市長は、漁業者等へ漁業近代化資金を貸し付けた融資機関又は融資機関から漁業近代化資金を借入れた漁業者等（以下「当該漁業者等」という。）が次の各号の一に該当するときは、利子補助の交付を行わず、又はすでに交付した利子補助の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、その他不正の行為があったとき。

（報告及び調査）

第10条 市長は、近代化資金の貸付が適正に行われているかどうかを知るために必要があるときは、当該漁業者等から報告を徴し、または職員をして当該漁業者等の帳簿書類その他必要な物件を調査させるものとし、それらの者はこれに協力しなければならない。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度分の補助金に適用する。

## 暴力団排除に関する誓約書

浜松市漁業経営資金償還利子補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。  
また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

### 記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）

第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

浜松市長あて

（誓約者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

第2号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

（あて先）  
浜松市長 氏 名

所在地  
名称  
代表者氏名

漁業経営資金償還利子補助金交付申請書

平成 年度漁業近代化資金貸付けに係る事業について、利子補助の交付を受けた  
いので、次のとおり浜松市漁業経営資金償還利子補助金交付要綱第4条の規定により申  
請します。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 交付を受けようとする利子補助の額及びその算出方法

利子補助計算書添付

第3号様式(第4条関係)

市税納付・納入確認同意書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

\_\_\_\_\_

氏 名(または法人名)

\_\_\_\_\_ 印

(法人の場合は法人代表者印 )

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市漁業経営資金償還利子補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付及び納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市漁業経営資金償還利子補助金

第4号様式（第5条関係）

浜松市指令産農水第 号  
平成 年 月 日

氏 名 様

浜松市長 氏 名

平成 年度漁業経営資金償還利子補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました平成 年度漁業経営資金償還利子補助金を下記のとおり条件を付して決定します。

交付決定額

金				千			円
---	--	--	--	---	--	--	---

記

- 条件
- 1 利子補助は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
  - 2 補助事業等の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - 3 補助事業等の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該利子補助の全部又は一部返還を命ずる。
  - 4 浜松市補助金交付規則及び、浜松市漁業経営資金償還利子補助金交付要綱を遵守すること。
  - 5 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
  - 6 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）第17条第1項の規程により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規程に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
  - 7 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規程に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第5号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

（あて先）  
浜松市長 氏 名

所在地  
名称  
代表者氏名

漁業経営資金償還利子補助金実績報告書

平成 年 月 日付け浜松市指令産農水第 号により利子補助の交付決定を受けた平成 年度借受実績について、浜松市漁業経営資金償還利子補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の内容
- 2 交付確定を受けたい額

利子補助計算書添付

第6号様式（第7条関係）

浜産農水第 号  
平成 年 月 日

氏 名 様

浜松市長 氏 名

平成 年度漁業経営資金償還利子補助金交付確定通知書

平成 年 月 日付で提出された平成 年度漁業経営資金償還利子補助金実績報告書を審査の結果、下記金額を当該漁業近代化資金に対する利子補助として確定します。

交付確定額

金				千			円
---	--	--	--	---	--	--	---



第7号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

（あて先）  
浜松市長 氏 名

所在地  
名称  
代表者氏名

請 求 書

平成 年 月 日付け浜産農水第 号をもって交付確定を受けた漁業経営  
資金の償還利子補助を浜松市漁業経営資金償還利子補助金交付要綱第8条の規定によ  
り請求します。

記

金 円

口座振込先金融機関名

口座種別

口座番号

口座名称